

# 進路だより

群馬県立しらがね特別支援学校

令和元年5月25日（土）

◆今年度の就業体験は、次のように計画しています。

	高等部1年生	高等部2年生	高等部3年生
6月3日から 6月14日	校内就業体験	校内就業体験	校内就業体験
		校外就業体験	校外就業体験
9月2日から 9月13日	校内就業体験	校内就業体験	校内就業体験
		校外就業体験	校外就業体験
1月14日から 1月24日	校外就業体験	校外就業体験	(校外就業体験)

- ・校外就業体験の日数は、2週間以内で、生徒により異なります。
- ・中学部は、校内就業体験を6/17～21、10/21～25、1/14～17、でそれぞれ1週間行います。

◆福祉サービス（生活介護、就労移行、就労継続B型等）利用申込（高3年生対象）

学校	8月末までに、卒業後、福祉サービス利用を希望する生徒の、第1希望事業所に、利用希望の見込みについて連絡する予定です。それに伴う、アンケートを取らせていただく予定です（7月2日から7月31日締め切り）。
保護者	9月2日から11月10日までに、市町村福祉課の「利用希望申込書」に記載し、申し込みをします。希望事業所は3か所までです。サービスごとに1か所と数えます。
市町村	受け付けた「利用希望申込書」に基づき、12月1日までに、市長村が事業所に申込書を提出します。
障害支援区分認定	利用する本人について、80項目の障害支援区分認定を行います。市町村によって実施方法や時期が異なりますので、各市町村福祉課へお尋ねください。
事業所	福祉サービスの利用希望を受けて、12月15日までに受け入れ状況を、市町村に連絡します。市町村は、保護者と学校に受け入れ状況を連絡します。
サービス利用計画	相談支援事業所へ利用計画の作成依頼を行います。利用する施設が決定次第、相談支援事業所にて利用計画が作成され、市町村から受給者証が発行されます。
就労アセスメントの実施	進路先に就労継続B型を利用する場合は必須です。一般事業所か就労移行支援事業所での校外就業体験の評価表をもって実施済みとなります。できるだけ、高1、2年生で実施して下さい。

◆地域総合ネットワーク相談会の参加希望の申し込みは、6月10日までにお願いします。